

広報

かわら

発行 茨城県河内村役場 編集 総務課広報係

No 146 1981.5.15

人口と世帯

5月1日現在
人口11,833 (-23)
男 5,633 (-6)
女 6,200 (-17)
世帯 2,667 (+3)

() 内は前月比



五月五日は端午の節句。五月晴れの太空を悠々と泳ぐ鯉のぼりをバックに、今や最盛期となつた田植えの風景が村内いたるところで見受けられます。鯉のぼりが泳ぐ頃になるとよみがえる幼い日々の思い出。思わずほほ笑んでしまうあとでない記憶の数々。あの家にも「幼子がいる。あつ、あの家にも……」と考えると、「健やかな成長を……」と願ってしまう。

青年の力でよりよい 地域社会づくりを

四月に新青年会発足

村内青年の力を結集し、よ
りよい村づくり、地域社会づ
くりに貢献しよう」と、こ
のはど当村に新青年会が発足、動
いて、村内在住の十六歳か
ら三十歳までの男女約六十名
が出席し、盛大に結成式が行
われました。これまでは自然消滅
してしまっています。そのた
め、学校を卒業してからお互
いの交流や力を合わせて村の
ため、地域のために役立つ活
動をするということも試みら
れなくなり、「一つのまとま
った村の青年団体として県や都
の各種青年団体との交流を図
る」という発展的な面もなくな
っていました。そこで今
河内村にはこれまでにも青
年会組織（※注参照）があり、
村内青年が一休となつて活動
する機会がありましたが、昭
和五十年代になつて自然消滅
のです。

回新青年会を発足させ、改め
てお互いの交流や親睦を図り、
よりよい世かな地域社会づく
りに貢献して行こうとするも
うございました。

この青年会の運営にあたる

役員には、会長に宮

本博正さん（25才）

副会長に木村博文さ

ん、小更敦子さん、書

記に山内正さん、会計

には佐藤誠さんなどがそ

れぞれ選出されました。

結成式ではこれら

役員の紹介に続いて

今年度の活動計画や

予算について話し合

いが行われ、ボラン

ティア活動や清掃作

業、ハイキングやキ



役員による開会式

村づくりめざす

保村地区完成

合整備モデル事業実施中



整備された保村の集落排水

今、村では、農村総合整備モデル事業を実施しています。この事業は、土地基盤整備だけでなく、生活環境の整備（例えれば、集落の生活排水、集落道路、集落民の憩いの場……等）も含めた総合的な整備事業で、計画策定にあたっては、部落座談会や集落の現況調査など約一年間（五十四年度）にわたって住民のみなさんの要望をくみ上げたうえで作成されたもので、五十五年度より約十周年をかけて事業が行われます。

また、この事業にかかる総事業費は十五億五千三百万円（五十六年度現在）で、そのうち国庫補助が五割、県からの補助が約一割から二割となっています。

事業が開始された昨年度は、金江津宮前地区（常総大橋と金江津バスターミナルの間）のほ場整備事業（二・八ヘクタール、事業費二千三百万円）と、源清田保村地区の集落排水整備事業（延長三百十五メートル、事業費六百万円）が完成しました。

〔整備前〕流れの悪い土水路で、大雨の際にはたびたびはんらんし、夏には蚊の発生源となつて衛生上の問題も多く、要望が強かった。溝型棚渠315m、附帯構造（落差工4m、道路横断暗渠I型3m、II型5m）を整備。

ヤンブ・スキーといったレク
エーション活動、更に河内
村の青年としての自覚と誇り
を持ち活動を進める上で教
養を深めるため、映画観賞や
郷土の歴史探訪、男女の交際
についてや自らの生き方につ
いての講演会といった幅広い
企画が組まれるなど、若者の
会らしい意欲的な面をのぞか
せていました。

また、今回の青年会発足に
ついては、村関係者や各団体、
一般村民の方がたからも大き
く賛同がありました。

河内村長 杉山 貢



河内村長
杉山 貢

青年会の 結成を祝して

（注）第二次大戦後の昭和二十二
年に、二十歳から三十歳の青年男
女を対象とした修養団体「福島郡連
合青年団」として発足。当時江戸崎
にあった福島地方事務所の指導・
監督により、郡内二町三十二ヶ村
の青年団体が参加。修養争によって荒
廢した青年たちの心の交流、修養
を図った。後に各団体が名称を
「青年会」と改称、今日まで続く。

な期待が寄せられており、同
会のこれから活躍が注目さ
れるところです。

河内村多年の懸案であった
青年会が、関係者各位のご尽
力で結成式を挙げることがで
きましたことは、誠にご同慶
いたしません。
河内村多年の懸案であった
青年会が、関係者各位のご尽
力で結成式を挙げることがで
きましたことは、誠にご同慶
いたしません。
どうか、全会員が一致団結
に、また文化活動にと活動な
きましたことは、誠にご同慶
いたしません。
どうか、全会員が一致団結
し、時代に対する認識をさら
に深め、青年会としての社会
的責務を遂行されることにも、
流れ、あるいは出かせぎなど
によって過疎現象をもたらし
ます。

農村総合整備モデル事業

=全体事業量=

生産基盤整備

ほ場整備	宮前地区	2.8ha
農道整備	19路線	9590.5m
農業用排水施設整備	>8路線	5170m

環境基盤整備

農業集落整備	>14路線	7970m
農業集落排水施設整備	>5路線	3250m
用地整備	5ヶ所	35200m ²
集落防災安全施設整備	>防火水槽	22基

環境施設整備

農林環境改善センター	>1ヶ所	1300m ²
農村公園施設整備	>7ヶ所	



完成した宮前地区ほ場整備

-施工工事内容-

区画整理	2.8ha
県道バイパス横断推進工	23m
機場及び附帯工	用水施設
パイプライン	972m

〔施工前〕 小区画の不整形なは
場で、用排水路が完備されてい
ず、水はけも悪かった。

明るく住みよい村づくりの推進役、新区長さん決まる！

昭和五十六年度の
村づくりの推進役、
村民と行政をつなぐ
バイア役として活躍
いたなく新区長さん
候補七十名 副区長
さん九名が決まり、
四月二十二日に区長
会総会が開かれまし
た。

当日午後一時三〇分より行なわれた総会では、杉山村長のあ
いさつ、前年度事業報告
並びに決算報告、新
役員の選任が行われ
会長、副会長、理事
監事の各役員が選出
されました。その結果、新區長会長に沼
崎晃さん（上組）、
副会長には榎本昂一
さん（藤藏2）、岡田
彰吉さん（高江口）
潔さん（下金津江）
が就任されました。

この後、沼崎新会
長の就任のあいさつ、
五十六年度事業計画
並びに予算案が審議
決定と続いた後、役
場各課の連絡依頼、
区長側の要望等が話
し合われました。

監事の各役員が選出
されました。その結果、新區長会長に沼
崎晃さん（上組）、
副会長には榎本昂一
さん（藤藏2）、岡田
彰吉さん（高江口）
潔さん（下金津江）
が就任されました。

新区長さんです

どうぞよろしく

〔副区長さん〕

＝敬称略＝

下組

磯辺 正

田川

糸賀 祥祐

片巻

秋山 茂雄

下加納

柏沼 豊作

上金江津

橋爪 敏二

中金江津

大野 一也

下金江津

福田 直三郎

平川

篠田 昭十郎

十三間戸

榎原 栄一

【生田地区】

〔地区名〕 (氏名) (電話番号)

宿	牧山 良雄	4-2144
西	海老原 忠正	4-3835
閑	石大秋仲 厚次郎	4-2577
閑	道谷向誠	4-3237
幸	年原玄野 行	4-2800
堤	河善和	4-3873
万	井島夫	4-3227
北	砂行雄	4-2853
淨	田清	4-3458
内	田茂善	4-3491
早	田文行	4-2399
早	司孟	4-3913
砂	田清文	4-2233
丸	田元	4-3538
丸	田明孝	4-2934
外	田康	4-2756
四	田正	4-2413
ツ	田元	4-3996
三	田寛	4-2706
堀	田一	4-2913
小	田一智	4-2498
林	田一	4-3098
町	田久	4-4115
歩	田大良	4-3132
歩	田忠	4-3907
大	田昭	4-3896
境	田太	4-3889
大	田助	4-2553
下	田太昭	4-2302
町	田市	4-3013
歩	田曾	4-3707
里	田保	
庄		

【源清田地区】

〔地区名〕 (氏名) (電話番号)

堤	郎助	4-2857
古	山高	4-3750
新	石岡	4-2353
庄	藤野	4-2302
中	藤後	4-3013
曾	大谷	4-3707
保	後古	

消防団新役員決まる！

4月15日（水）、56年度初の分団長会議が開かれ、本年度事業計画、行事予定等が策定されました。また、団長をはじめとする役員の改選も行われ、次のみなさんが新たな役員として就任致しました。（敬称略）

團 長	細谷 忠男	新 金江津
副 団 長	大野 光一	現 生板
副 団 長	荒井比呂志	現 源清田
副 団 長	小更 序史	現 長竿
副 団 長	飯田 能将	現 金江津
副 団 長	厚田 勝利	現 竜ヶ崎町歩
副 団 長	長浜 善夫	現 源清田
長 貢 貢	田中 正一	現 金江津
長 貢 貢	長谷川 重義	現 金江津
第1分団長	青野 一男	現 金江津
第2分団長	野高 松旭	現 生板
第3分団長	栗山 好和	現 生板
第4分団長	花沢 清	現 大徳鍋子新田
第5分団長	福智 正之	現 源清田
第6分団長	秋山 好夫	現 羽子崎
第7分団長	飯塚 凡夫	現 宮十里
第8分団長	神谷 修	現 長竿
第9分団長	石川 大竹	現 長竿
第10分団長	田沼 許鐵誠	現 長布川
第11分団長	碓賀 文男	現 片巻
第12分団長	飯島喜一郎	現 加納
第13分団長	岡野 煎	現 金江津
第14分団長	飯島 利夫	現 金江津
第15分団長	細谷 潔	現 金江津
第16分団長	糸賀三千夫	現 平川
第17分団長	佐藤 実	現 十三間戸
第18分団長	塙本 茂男	
第19分団長	篠田 良男	
第20分団長		

56年度最後に退団された藤本団長はじめ各団員のみなさん、長い間本当にご苦労さまでした。

県政モニターに海保全枝さん就任



茨城の県政に広く県民の皆さんの建設的な意見を聴取・反映させることを目的とした県の制度に「県政モニター制度」（一年任期）があります。

海保さんのお住まいは金江津四九三八番地（六一三九五四番）

このたび、昭和五十五年度のモニター田口文夫さんの任期が満了、五十六年度のモニターとして新たに、海保全枝さんが就任されました。

これから一年間、当

村担当のモニターとして活動されるわけですが、村民の皆さんもよろしくご協力下さい。

このたび、前任者の桜井昇さんにかわり、石山太郎さんが当村担当の行政相談委員として行政管理室長官より委嘱を受け、就任致しました。

◆石山さんへの連絡は源清田二三九二番地（四一三五三番）へどうぞ。

行政相談委員に石山太郎氏就任



行政相談委員は、国の行政全般について皆さんのがお持ちの苦情や要望、意見などを聞いて、その改善を図ることを任務としています。

苦情や相談、意見をお持ちの方は、気軽にお申し出下さい。（取扱いは無料、匿名でも結構です）

◆石山さんへの連絡は

源清田二三九二番地（四一三五三番）へどうぞ。

昭和56年度 赤十字社員募集案内

皆さま方にご協力をいただく「赤十字社員増強運動」は、今年も五月から一ヶ月間県下において行われますので、ぜひご協力をお願ひ致します。

赤十字社員増強運動とは、すべての人々が赤十字事業を理解し、一世帯に必ず一人の社員を、あるいは銀行、会社、商店、工場などの法人でも、赤十字社員に加入して事業資金となる「社費」を納めていたり運動です。この運動全般によつて赤十字は、国内外にわたつて救援、奉仕、社会福祉など数々の人道的な赤十字事業を行なうことができるのです。

新しく社員を希望される方は、団長さんがお伺いしますので、そのときにお申込み下さい。

社員が納める社費（金額）は〇特別社員 年三〇〇円以上〇銀特別社員 一年千円以上〇または一時に一万円以上〇一般社員 一年三千円以上または一時に三万円以上となっています。

転作落花生は契約栽培で！

転作奨励金+契約栽培交付金が交付に

この事業名は、「転作落花生契約栽培推進事業」とい

ます。

落花生は従来、投機的作物としての性格が強く、価

格の変動幅は他の農作物と比較して大きな作物です。

そこで、落花生の集荷團体の協力を得て、水田転作と

して導入した落花生については最低価格を明記した契

約栽培を実施し、落花生への転作を促進するほか、妻

と落花生の輪作技術の確立を図り、作付農家の転作意

欲の向上と農業経営の安定、ならびに定着化を推進し

ようとする目的で進められるのがこの事業です。

有利な契約栽培

契約栽培奨励金

の交付条件

の交付条件

(1) 転作奨励金の対象は場

(2) 村長の指導に基づく契

(3) 転作落花生の契約栽培

奥作物として転作奨励金が五
千円に積みされるほか、次の
集荷團体と契約栽培を実施す
るとの契約栽培奨励金（十ア
ールあたり五千円）または二千
円）が交付されます。更に集
荷團体が最低価格を保障して
買い上げます。

（奨励金の交付単位）

転作落花生の契約先

（1）転作作物が落花生一作の
とき

（2）転作作物が妻と落花生の一
組み合わせのとき（同一は
場での輪作体系をいう。）

（3）落花生の契約栽培を推
進している集荷團体は次の三
団体です。

（4）連合会（市町村農協）

（5）茨城県経済農業協同組合
等標準品）土さや三〇kg当た
り

巡回図書貸し出しについて

中央公民館よりお知らせ

中央公民館図書室では利用される方の利便を図るために巡回による図書の貸し出しが行います。ふだん不便を感じている方も、ぜひこの機会にご利用下さい。

（配本の日時・場所） 随時貸し出し

◎ 茨城県主要食糧集荷指定
商業協同組合（集荷業者）

※ 詳しくは役場産業開発課

へお問い合わせ下さい。

五月二十一日 午前10時～11時30分 第二分館（老人セントラル）

五月二十二日 午後2時～3時30分 第三分館（旧源濱田役場）

五月二十二日 午前10時～11時30分 第四分館（中央公民館）

五月二十二日 午前10時～11時30分 第七分館（十・平田園都市

セントラル）

五月二十二日 午前10時～11時30分 第六分館（金江津支所）

五月二十二日 午後2時～3時30分 第七分館（十・平田園都市

セントラル）

五月二十二日 午前10時～11時30分 第五分館（片巻集荷所）

ことしも夏が楽しみです

みのり会がカンナの植えつけ

ドライバーや道ゆく人の心

をなごませ、交通事故防止に

も一役を一と、ここ数年恒

例となつたカンナの球根植え

が、四月下旬、みのり会各支

部会員の手によって村内つ

せいに行われました。

これに先駆け四月二十日に

は、中央公民館前庭において

みのり会第四支部会員と公民

館員によるカンナの球根植

りが行われ、八〇袋あまりの

肥料袋がいっぱいになるほど

の球根が埋り起され、各支

部に分配されました。これは

ことし延長される分の球根で

す。



素晴らしい花をありがとう

昨年五月、防音改築工事が
完成した源清田保育所ではこ
とを喜かせ児童たちを喜ばせま
した。



この桜は、この
三月に神岡靖さん
（千里）が寄贈さ
れたカイヅカイブ
キ（十六本の間に
門をはさむように
し上げます。）

の四月、三本の桜が見事な花
開き、花に囲まれた素晴らしい
環境で戯れる児童や、保母

の笑顔が印象的でした。
また、昨年十二月に行われ
た父母の会主催によるバザー
の収益金で造られた花壇には
三色スミレなど春の花が咲き

ん（堤）より寄贈さ
れたもので、昨年
六月に藤本義男さん
（千里）が寄贈さ
れたカイヅカイブ
キ（十六本の間に
門をはさむように
し上げます。）

税務署からお知らせ

「税の意見・要望は国税モニターへ

税金について多くの方が、いろいろな意見
や要望をお持ちのことだと思いますが、税務署では
は、皆さん多くのご意見などをお聞かせいた
だき、今後の税務行政に生かしていきたいと考
えています。

そこで、皆さんからお気軽にお話し頂く
ために、皆さんと税務署のパイプ役として、国
税モニターを民間の方に委嘱しています。

竜ヶ崎税務署のモニターは次の方がたです。

お気軽にしてください。

◎貝塚きちさん 竜ヶ崎市米町四〇四六
△（〇二九七六）一一〇六〇

◎川又一郎さん 竜ヶ崎市横町四二一四四
△（〇二九七六）一一九七〇

印紙税が改正に（五月一日より）

契約金額と税率
+ 最低税額は一〇〇円から二〇〇円に +
印紙書や領收書などを作成したときは、收入
印紙をはつて消印し、印紙税を納めることにな
っていますが、この印紙税が五月一日から二倍
（※表参照）に引き上げられました。

契約金額	税率
1万円以上10万円以下	200円
10万円を超えて50万円以下	400円
50万円以上100万円以下	1,000円
100万円以上500万円以下	2,000円
500万円以上1,000万円以下	10,000円
1,000万円以上5,000万円以下	20,000円
5,000万円以上1億円以下	60,000円
1億円を超えて5億円以下	100,000円
5億円以上10億円以下	200,000円
10億円以上50億円以下	400,000円
50億円を超えるもの	600,000円
記載金額がないもの	200円

胎児や内縁の妻も相続人に？

〔問〕 相続制度の一部が改正され、今年から施行されていると聞きました。どのような点が変わったのですか？また、胎児や内縁の妻は相続人として認められるのですか？

〔答〕 相続とは、かれらの血族相続人とともに、人（被相続人）が死亡した場合に、その人が残した財産を相続人が受け継ぐことをいいます。

民法では、相続人について次のように定めています。まず、血縁のある者が、次のよう順序で相続人となります。

①子（養子を含む）またはその代役相続人（相続人が先に死亡するなどによって相続できないときに代わりに相続する者の子、孫など）
 ②直系尊属（父母、祖父母など）
 ③兄弟姉妹またはその代役相続人（相続人となるはずの兄弟姉妹の子）つまり、子及みれる場合は、すべて%となりました。

財産を処分しても、相続人が取得できる最低限度の財産）も相続人の中に配偶者が含まれる場合は、すべて%となり、その代役相続人もいない場合は直系尊属が、直系尊属もいない場合は兄弟姉妹またはその代役相続人が相続人となるのです。また配偶者は、これは被相続人の財産を維持

したり、増やしたりするのに努力して実績のあった相続人は、それに応じた分を相続には上積みするのです。それによると、兄弟姉妹が相続人とされる場合の代役相続人が、おいめい（兄弟姉妹の子）に制限されました。

次に、胎児の相続権についてみてみましょう。

民法では、原則として、人は出生によって権利能力（権利の主体となること）を得るものとしています。しかし例外として、相続や代役相続等については、胎児はすでに生まれたものとみなされています。

第一のポイントは、配偶者の相続分が次のように引き上げられたことです。

▼ 子とともに相続するとき
 ① 遺産の%から%へ

▼ 直系尊属とともに相続するとき
 ② 同様から%へ

▼ 兄弟姉妹とともに相続するとき
 ③ 同様から%へ

が生前の贈与や遺言によって

④ 財産を処分しても、相続人が取得できる最低限度の財産）

も相続人の中に配偶者が含まれる場合は、すべて%となりました。

が新しく設けられました。こ

口臭は人に不快な感じを

与えながら、自分では気がつかず、人に言われてハッとする……始末の悪いもの

です。お酒を飲んだり、カレーなどの食への後の残臭なら、口をよくすすぐと時間とともに自然に口臭は消えます。

また、歯の磨き方や義歯の手入れが悪いために食べないのです。ただ、死産や双子などの場合もあることを考

えると、遺産分割は、出生をまつてする方がよいでしょう。

これに対し、内縁の妻は法律上の配偶者ではありませんから、相続人にはなれません。

ということを自覚して、口の中は常に清潔を保つよう心がけましょう。

口臭はエチケット違反だ

ということを自覚して、口の中は常に清潔を保つようになります。同時に歯みがきを正しく行う習慣をつけましょう。

胃や食道、鼻、気管、肺に受けながらも、うがい薬などを使つて、口の中をさつぱりさせておきましょう。

家庭の医療

口臭の中の清潔から



告知板

家内労働手帳でトラブルを防ごう

【家内労働旬間】5月21日～31日

家内労働（内職など）をされている皆さん、「家内労働手帳」をお持ちですか？ 「家内労働手帳」は、家内労働者と委託者の間のトラブルを防ぎ、工賃の支払いなどをスムーズに行われるよう、委託条件をはつきり記入した両者の「契約書」ともいえるものです。口約束だけで仕事を始める場合、納期が約束よりも早くなったり、工賃の額が思つたり、家内労働の中には、

より安かつたり、支払いが遅れたりするなどのトラブルになりかねません。また、家内労働者のみならず、仕事でケガをしないよう、また、病気にならないよう十分注意しま

運転免許取得 オートバイ使用 の制限に協力を

茨城県教育委員会

昭和五十五年中の高校生の交通事故は、関係機関のさまざま

な有機溶剤を使う作業など危険で有害なものもあります。

ブレス機械や動力織機などを

使用する作業、また体に有害な機械や装置を講じなければなりません。また、

内労働手帳の交付を受け、仕事の受け渡しや工賃の受け取りのつど、仕事の内容、工賃、納期、工賃支払い日など

必要事項を記入してもらいま

す。

内労働手帳の交付を受け、仕事の受け渡しや工賃の受け

取りのつど、仕事の内容、工

賃、納期、工賃支払い日など

必要事項を記入してもらいま

す。

このよほな危険・有害な仕事委托する委託者は、災害防止のために必要な措置を講じなければなりません。また、内労働者のみならず、注意事項をよく理解して、仕事でケガをしないよう、また、病気にならないよう十分注意します。

内労働法について詳しくは、最寄りの労働基準監督署または、茨城労働基準局負金課（☎○二九二四〇六二一五）へお尋ね下さい。

このよほな危険・有害な仕事委托する委託者は、災害防止のために必要な措置を講じなければなりません。また、内労働者のみならず、注意事項をよく理解して、仕事でケガをしないよう、また、病気にならないよう十分注意します。

内労働法について詳しくは、最寄りの労働基準監督署または、茨城労働基準局負金課（☎○二九二四〇六二一五）へお尋ね下さい。

このよほな危険・有害な仕事委托する委託者は、災害防止のために必要な措置を講じなければなりません。また、内労働者のみならず、注意事項をよく理解して、仕事でケガをしないよう十分注意します。

内労働法について詳しくは、最寄りの労働基準監督署または、茨城労働基準局負金課（☎○二九二四〇六二一五）へお尋ね下さい。

保険料が変わります

4月から～4,500円に

物価に応じた年金額

国民年金は、定められた期

間保険料を納めて、将来、お

年寄りになった場合、あるいは障害者になつたり、母子世帯などになった場合に、年金

を支給して生活の安定を図る

ことを目的としています。

そのため国民年金では、物価の変動に応じて年金額を改定する物価スライド制を採用して、年金の値上がりが

ことのないように運営されて

います。

このよほな危険・有害な仕事

委托する委託者は、災害防

止のために必要な措置を講

じなければなりません。また、

内労働者のみならず、注意

事項をよく理解して、仕事で

ケガをしないよう十分注意

します。

内労働の実情に応じて、

年金額を改定する場合

水準の引上げが行われるとい

う、老齢年金の受給者も年

年増え、給付費が増大してき

ています。

国民年金の給付費は、加入

者が納付する保険料の積立金

と国庫金によつて賄われてお

り、給付の財源を将来にわた

り確実なものにしておくため

には、どうしても年金額にみ

づかず、運営が困難となつた

からです。

このよほな危険・有害な仕事

委托する委託者は、災害防

止のために必要な措置を講

じなければなりません。また、

内労働者のみならず、注意

事項をよく理解して、仕事で

ケガをしないよう十分注意

します。

内労働の実情に応じて、

年金額を改定する場合

は、運営が困難となつた

からです。

このよほな危険・有害な仕事

委托する委託者は、災害防

止のために必要な措置を講

じなければなりません。また、

内労働者のみならず、注意

事項をよく理解して、仕事で

ケガをしないよう十分注意

します。

内労働の実情に応じて、

年金額を改定する場合

は、運営が困難となつた

からです。



ふえる負担

正しい理解を

ちなみに、本県の昭和五十

四年度の給付費と保険料の関

係を見てみると、給付額が

保険料の額を大幅に上まつて

おり、国庫負担を入れて、や

つと均衡がとれるような状況

です。これから年金額の引

上げ、受給者の増加などを考

え、将来にわたって財政の安

定を保つにむかって、このよ

うな引き上げはやむをえない

のであることをご理解いただ

きたいと思います。

お知らせ欄



=5月の納税=

固定資産税	1期
豊田新利根土地改良区	
水利費	1期
牛久沼土地改良区	
水利費	1期
納付期限は6月1日です。	

狂犬病予防注射 を行います

役場保健衛生課では、次の日程で狂犬病の予防注射を行います。犬を飼われている方は必ず受けて下さい。
【料 金】4,000円です。内訳は、登録手数料2,000円、注射代1,700円、鑑札交付手数料300円です。

(日程・時間・場所)

一※時間はすべて午後からです
5月19日(火)

角崎集会所	1:10~1:30
藤藏集会所	1:45~2:00
丸川小松屋前	2:15~3:15
関場集会所	3:30~3:50

5月20日(水)	
木内商店前(十里)	1:10~1:30
第三公民館	1:40~2:05
大津屋商店前	2:15~2:55
鳥山商店前	3:05~3:25
淨玄橋わき	3:30~3:40

先日、「婦人の集い」に参加、講師の先生に「わかるだけが勉強ではない。できることこそ勉強である。わかつた事を実践できる人間になりなさい」と教えられました。私は「これは交通安全についても同じこと」と思いました。家庭の中で、いちばん交通ルールを守っているのが子どもで、守れないのがお母さん。そして、子どもに交通安全をいちばん良く教えるのがお母さんと聞くと、母親の役割の大切さが良くわかります。知つていても、なかなか守られないのが「交通ルール」。けれどこれからは「いや、今すぐから、知つていることを守れる人でありたいと思いま

5月21日(木)	
中上集会所	1:10~1:40
田川火の見前	1:50~2:10
流作集会所	2:20~2:40
片巻集会所	2:50~3:15
下加納野菜出荷所	3:25~3:40

5月22日(金)	
金江津農協前	1:10~1:50
金江津駐在所前	2:00~2:30
下金江津公会堂	2:40~3:05
第7公民館	3:15~3:30

1才6ヵ月児検診

日 時 5月28日 午後2時~3時
場 所 河内村西共同利用施設
該当者 昭和54年9月1日~54年11月30日までの幼児
検査項目 内科、歯科、身長、体重測定、生活指導
持参するもの 母子健康手帳

自動車税はお忘れなく

自動車税の納付期限は6月1日です。5月上旬に納税通知書をお送りしますので、5月21日から6月1日までの間に近くの銀行、郵便局、農協などでお納め下さい。なお、不明の点がおありの方は次へどうぞ。

茨城県江戸崎市役所事務所

☎ 02989-2-2821

巡回交通事故相談 をご利用ください

県では交通事故に関する問題で、お悩みの皆さんのご要望にこたえて次の日程で相談所を開設しています。ぜひ一度、ご相談下さい。

【竜ヶ崎市役所相談室】

定例日 毎月第2水曜日

【江戸崎地方福祉事務所相談室】

定例日 每月第4金曜日
相談時間 午前10時~午後3時
持参資料 なるべく交通事故証明書、その他事故発生の日時、場所、治療日数(費用)、損害の状況、収入等が確認できるもの

常設相談所の利用も

【場 所】 上浦市真鍋5-17-26
上浦合同庁舎分庁舎2階

☎ 0298-22-8511 内線521

【相談時間】 午前9時~午後5時
(相談受付は4時まで) 上曜日は12時まで 日曜・祝日は休み
※ 領事弁護士も相談に応じます。
毎週水曜日午後1時~3時(交通事故相談及び他の一般相談にも応じています)。

事業所統計調査 にご協力下さい

昨年行われた国勢調査とならんで国の中でも基本的な統計調査である「事業所統計調査」が7月1日、全国いっせいに行われます。

この調査は、昭和22年にスタートし、以後3年ごとに行われているもので、わが国の経済活動の基礎である事業所の実態を全国的、地域別に明らかにすることが目的です。

調査の対象となるのは、会社、工場、商店、病院、学校のほか、官公署、国鉄・私鉄の駅、ホテル、旅館や神社、お寺にいたるまで、営利・非営利にかかわらず、事業を行っている全国約630万の事業所です。

ぜひ、ご協力をお願い致します。

-企画財政課統計係-

交通事故0の提言

そうゆの知識

古河林
松本ミヨ子さん

